

報告第 19 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成27年度決算による健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成28年8月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成27年度決算による健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.4	73.0

2 平成27年度盛岡市財政健全化審査意見書（別冊）

報告第 20 号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成27年度決算による資金不足比率を、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成28年8月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 平成27年度決算による資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
病院事業会計	—	
公設浄化槽事業費特別会計	—	
農業集落排水事業費特別会計	—	
中央卸売市場費特別会計	—	

2 平成27年度盛岡市経営健全化審査意見書（別冊）

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 3 月29日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する

条例

盛岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「，義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金32,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 5 月 1 日盛岡市新庄字岩山地内において、市道岩山 2 号線を自動車で行中、道路脇の傾いたスノーポールに接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月 17日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 4,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 4 月 24日盛岡市飯岡新田 8 地割地内において、市道津志田下飯岡 4 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金32,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 5 月 1 日盛岡市新庄字岩山地内において、市道岩山 2 号線を自動車で走行中、道路脇の傾いたスノーボールに接触し、車両を損傷したことによる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月 17 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7 月 8 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金27,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 5 月 9 日盛岡市本宮字小板小瀬地内において、市道下太田本宮 3 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7 月11日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 162,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 5 月25日盛岡市仙北三丁目地内において、市道仙北三丁目 8 号線を自動車で行中、道路上の側溝蓋が跳ね上がり、車両を損傷したことによる。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 8 月 17 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金 5,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 4 月 30 日盛岡市新庄字小貝沢地内において、林道御大堂線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年 8月17日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 7月27日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。